利用者の皆様へ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年１０月２０日

屋外体育施設の冬期使用の試行について

　市内のスポーツ団体等からは冬期間における屋外体育施設の使用を望む声がある中、これまでは春以降の円滑な施設運営のため地域性を踏まえ冬期間の利用を控えてきたところでございますが、一方で長野県内でも、屋外体育施設の使用を認めている自治体もございます。

こうした状況を踏まえ、当市におきましても、冬期間の屋外体育施設の使用について検討していきたいと考えております。

つきましては、一部の施設を除き、下記のとおり屋外施設の冬期間の貸出しを試行として　条件付きで実施いたします。

**※１０月２０日より１２月分の利用抽選申込を開始します。**

**（抽選申込には事前にシステム上での登録、団体登録申請書の提出が必要となります。）**

■試行的に条件付きで冬期間使用可能とする屋外施設

【共通条件】

・基本的に冬期間は転圧等の整備を行いませんので、**使用者自身で状態を確認し、安全面及び目的に応じた使用が可能か使用者自身で判断のうえご使用ください。**また、使用後にグラウンド等が荒れた場合は、均しや清掃等の整備を行ってください。

・試行であるため、施設の管理に支障が生じた場合等の理由が生じた場合は、試行期間中であっても施設を閉鎖することがあります。

【冬期使用可能施設及び施設ごとの使用条件】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| NO | 冬期使用施設名 | 冬期使用上の条件・注意事項 |
| 1 | 佐久市営グラウンド | 水道、トイレは使用できません。 |
| 2 | 千曲川スポーツ交流広場第１・第２グラウンド | 水道、トイレは使用できません。 |
| 3 | ※臼田総合運動公園　野球場 | 水道、トイレ使用可 |
| 4 | ※臼田総合運動公園　テニスコート | 水道、トイレ使用可。  **ナイター利用不可** |
| 5 | ※臼田総合運動公園　サッカー場（人工芝・クレイ） | 水道、トイレ使用可 |
| 6 | 浅科御牧原台地グラウンド | 水道、トイレは使用できません |
| 7 | 望月総合グラウンド | 水道、トイレは使用できません。 |
| 8 | 浅科総合グラウンド | 多目的屋内運動場のトイレ水道は使用可 |
| 9 | 切原グラウンド | 水道、トイレは使用できません。 |
| 10 | 旧臼田小グラウンド | 水道、トイレは使用できません。 |

※・臼田総合運動公園に関しては１２月１日～３月３１日まで**管理棟のみ閉鎖**となります。

　（トイレ、水道に関しては使用できます）

　・**鍵の貸出に関しては臼田体育センターへお願いします。**

　・テニスコートの**夜間利用は不可**となります。

【その他の屋外施設について】

・上記以外の屋外施設は、管理上の都合により冬期間（１２月１日～翌年の３月３１日まで）は使用できません。

〒385-0051　佐久市中込2939番地

特定非営利活動法人　佐久市スポーツ協会

電話　０２６７－８８－６１２３

FAX　０２６７－８８－６１３３

〒385-8501　佐久市中込3056番地

佐久市教育委員会スポーツ課

電話　０２６７－６２－４００４

FAX　０２６７－６３－０４８０